



令和 7 年度建設業労働災害防止強化週間に

彦根労働基準監督署長が建設現場のパトロールを実施

墜落・転落災害をはじめとする建設業における労働災害防止対策、夏季における熱中症予防対策の徹底を図るため、滋賀労働局、各労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、令和 7 年 7 月 20 日から 26 日までを「建設業労働災害防止強化週間」（7 月 1 日から 7 月 19 日までを「準備期間」、7 月 27 日から 31 日までを「事後措置期間」）と定め、滋賀県内の建設業の店社、建設工事現場に対して、「ゼロ災滋賀」「命綱 GO（いのちつなごう）」の合言葉の下、墜落・転落防止対策、熱中症予防対策の徹底等の積極的な安全衛生活動の実施を呼びかけています。

「建設業労働災害防止強化週間」の取組の 1 つとして、令和 7 年 7 月 22 日(火)に清水建設桑原組特定建設工事共同企業体が施工する「滋賀県東北部工業技術センター整備事業」において、彦根労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部長浜分会の合同による安全パトロールを実施いたしました。

建設工事現場の詳細については、以下の通りです。

- 元方事業者 : 清水建設・桑原組特定建設工事共同企業体
- 工事の名称 : 滋賀県東北部工業技術センター整備事業
- 所在地 : 滋賀県米原市梅ヶ原 2230 - 2
- 工事発注者 : 滋賀県
- 工期 : 令和 7 年 1 月 6 日～令和 8 年 7 月 31 日
- 工事概要 : 地上 3 階建て滋賀県東北部工業技術センターの新築工事



工事概要及び当日の作業内容についての説明を元方現場代理人から受けた後、現場パトロールを実施し、手すりや中さんの設置等による墜落災害防止対策、現場内の休憩所の設置等による熱中症対策が行われている状況を確認しました。



・工事概要等の説明を受けている様子



・2階部での墜落防止措置等の確認



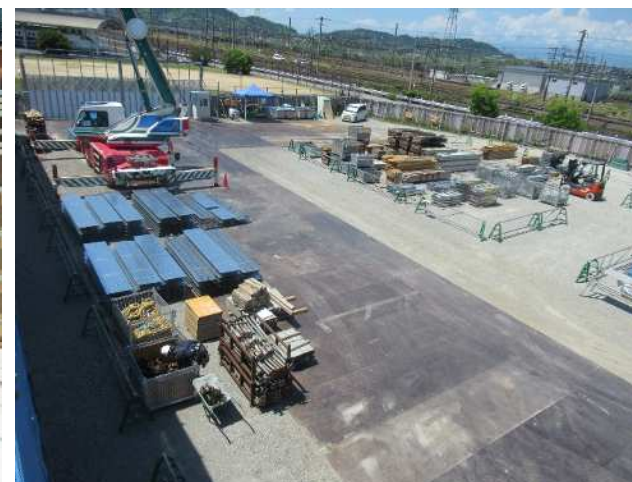
・手すり設置困難箇所へは親網が設置



・足場の脚部滑動防止措置等の確認



・1階部での転倒防止措置等の確認



・資材の保管状況、整理整頓状況は良好



・改正安衛則に基づく熱中症対策の確認



・熱中症対策として冷蔵庫・製氷機の設置

現場パトロール実施後、彦根労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部長浜分会からは、以下の事項に関して講評がされました。

- ・ 整理整頓の徹底による安全通路の確保の状況が良好であること。
- ・ 足場については、手すり先行工法により安全に設置され、墜落防止措置・物体落下措置の実施状況は良好であり、壁つなぎを取ることが困難な箇所には別途控えを取っていたこと。
- ・ 足場以外の箇所からの墜落防止対策として、高所作業車の効果的な活用、墜落危険箇所への親綱設置等の対応がされていること。
- ・ 職場における熱中症対策に関する改正安衛則への対応として、熱中症のおそれがある者を発見した場合の緊急連絡先や実施事項の周知がなされており、規則改正への対応状況は良好であること。
- ・ 熱中症の予防措置として、冷房を聞かせた休憩室内に冷蔵庫や製氷機を設置し、作業員に対して、飲料や氷、塩飴を提供しており、熱中症予防のための各種取組を実施していること。

以上の講評を受けて、現場代理人からは、今後も労働災害防止を徹底し、工期最終日まで無災害に取り組むことを誓います、と安全管理の徹底への決意が示され、令和7年度建設業労働災害防止強化週間における彦根労働基準監督署長パトロールを閉会しました。